

納税関係

調整方針

- 1 納税組合報奨金、優良納税組合表彰については、合併時までに廃止する方向で調整する。
- 2 口座振替金融機関等及び口座振替手数料については、合併時に調整する。
- 3 市町村税等の収納及び徴収体制については、合併時に新たな体制に調整する。
納税組合報奨金、優良納税組合表彰制度は、渋川市のみで行われていますが、H16年度に廃止を検討することとなっています。収納及び徴収体制については、収納率の向上を図るため新たな体制を整備します。

広報広聴

調整方針

- 1 広報紙の発行については、渋川市の例による。ただし、「市勢要覧」、「グラフしぶかわ」、「ふるさと通信」「市民便利帳」及び「ホームページ」については、新市において検討する。

- 2 住民の声制度については、新市において調整する。

- 3 表彰制度については、新市において調整する。

きめ細かい情報の提供と開かれた市政を目指し、広報紙は月2回の発行とします。渋川市の投書箱「ばらばら」や北橋村の「みんなのこえ」など住民の声制度は、各市町村に制度がありますので新市において調整します。



「議会議員の定数及び任期」の協議方法

調整方針

「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」については、次の3案のうちいずれかの方法により協議し決定する。

- 1 小委員会を設置して協議する。
- 2 議長連絡会あるいは3号委員連絡会等で協議する。
- 3 第三者機関を設置して協議する。

協議の結果、小委員会を設置して協議することとなりました。事務局案では13名の構成委員でしたが、第4案として共通学識経験者を2名追加し15名とする案が提出され採用されました。

協議会終了後第1回の小委員会を開催し、委員長、副委員長を互選しました。



町名、字名

町名、字名の取扱いについては、区域、名称とも現行どおりとすることが望ましいとされています。

しかし、具体的には次のような点を検討する必要があります。

- (1) 旧渋川町の区域には大字がない点（例：渋川市1123番地）
- (2) 現在の市町村名を残すかどうか。
（例：「〇〇市大字村上」とするか「〇〇市小野上町大字村上」とするか）
- (3) 町村の「大字」の表記を残すか取ってしまうか。
（例：「〇〇市大字村上」とするか「〇〇市村上」とするか）

前橋広域市町村の例では、大胡町と宮城村は「大胡町大字〇〇」を「前橋市〇〇町」に、粕川村では「粕川村大字△△」を「前橋市粕川町△△」とすることが決まっています。渋川地区においても各市町村の意向を尊重し、今後、調整を行う必要があります。

合併すると免許証などの住所はどうするの？

住所の表示が変わることによって、手続きが必要な場合があります。主なものは以下のとおりですが、詳しくは後日お知らせします。

不動産等登記関係

件名	対象者	手続きについて
土地・建物など不動産を持っている人	土地及び建物登記簿の所在	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。
	土地及び建物登記簿等の所有者名義人の住所（抵当権者、仮登記権利者等を含む）	住所変更の手続きは必要ありません。住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書を登記申請書に添付して登記することができます。（変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。）
会社・法人等を経営している人及び役員	会社・法人の本店・本社の所在	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。
	会社・法人の代表者・役員等の住所	住所変更の手続きは必要ありません。住所変更しないと不都合が生じる場合は、新市で発行する変更証明書を登記申請書に添付して登記することができます。（変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。）

年金・健康保険関係

件名	対象者	手続きについて
国民年金・厚生年金	国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	原則として住所変更の手続きは必要ありません。
健康保険証	左記保険等の加入者	国民健康保険加入の方については、合併後に新しい国民健康保険証が交付されます。社会保険加入の方は、事業主または本人で訂正をしていただきます。

